

秘

海外財政金融調査協議會報告

(中間第一號)

昭和二十年十二月十五日
外資

千億圓以上ノ戰時利得稅及財產稅ノ國民經濟ニ對スル影響

- 一、通貨及物價安定ニ對スル影響
(沙見、中谷、山口、小泉委員) 一頁
- 二、金融ニ對スル影響
(沙見、中谷、山口、小泉委員) 五
- 三、通貨及物價安定ノ爲ノ所要徵收額
(中谷、山口委員) 六
- 四、富ノ配分ニ對スル影響
(沙見、中谷委員) 六
- 五、企業經營ニ對スル影響
(沙見、中谷、山口委員) 七
- 六、徵稅技術上ノ諸問題
(沙見、中谷、鬼頭、天利委員) 八



一、通貨及物價

税ノ千億圓以上ノ戰時利得税及財産
國民ノ財產總額四、五千億圓ト見込ミ一千億圓ガ財ノ見合ナキ水
膨レ部分ナリトセバ之ノ徵收ハ一應物ト金トノ均衡ヲ回復スベ

(一)

國民ノ財產總額四、五千億圓ト見込ミ一千億圓ガ財ノ見合ナキ水
膨レ部分ナリトセバ之ノ徵收ハ一應物ト金トノ均衡ヲ回復スベ

(1)

右ノ均衡ハ現在ノ諸價格ヲ基礎トセル均衡ニシテ現在ノ物價、
通貨ヲ安定シ爾後ノインフレヲ防止スベキモノトナルベシ。

(2)

年賦延納ヲ認メザル場合ニ於テハ物納ヲ認メザルヲ得ザルベク
而モ其ノ拵下行ハルベキヲ以テ新税ニ依ル收入ガ日銀保有公債

(3)

年賦延納ヲ認ムル場合ニ於テ物納ヲ認メズトセバ資金需要大
シテフレ傾向ヲ生ズベシ。

(4)

右ノフレ傾向ニ左ノ如キ要因アルヲ注意スベシ。
(イ) 新税ニ依ル收入ガ民間保有公債ノ償還ニ充テラルトキデフ
レ現象ヲ緩和スベシ。

(ロ) 失業救済、戰災復興ニ支出セラルトキハデフレ現象ハ緩和セ
ラルベシ。但シ財産所有階級ノ購買力減少ト失業者等ノ購買

力増大トガ發生スベク、總体ニ於テハ消費性向大ナラザル故
インフレ促進程度ハ左程大ナラザルモノナリ。
(ハ) 孰レニセヨ生活ノ安定ト生計ノ増加ガ併ハザル限リインフレ
ハ再現スベシ。

(中谷實委員)

日本税ガインフレ處理ト社會化トノ二目的ヲ有シ而モ其ノ方向相反
スル故ニ相當ノ困難存ス。

(1) インフレ處理ニ重點ヲ置キ短期間ニ一十億圓ヲ徵收スルトキハ

國民經濟ノ活動ヲ強度ニ阻害スベシ。

(イ) 短期間ニ一十億圓ヲ徵收スルトキハ流動資金ガ引上げラレル

偏取引ヲ困難ナラシメ企業及個人ノ支拂停止ヲ招來スル虞アリ。

(ロ) 此ノ流通經濟乃至價格機構ノ破壞ハ貨幣經濟ノ後退、物資圓
積ノ助長、物價ノ暴騰、物資流通ノ停止ヲ誘發スベク之ハイ
ンフレ以上ノ悪ルベキ結果ヲ惹起スベシ。

(4) 比較的短期間ニ一千億圓ヲ徴收スルコトハ不可能ニ近カルベ

シ。動産、不動産ノ換價ヲ必要トスル爲滯亂ヲ生ズベシ。

物納ヲ認ムルモインフレ對策トナラズ。

(3) 現金及預金ニ對スル課徴ニ限ルトモハイインフレ對策トシテ効

果アリ且實現可能ナリ。

(2) 因要スルニ流通經濟ヲ破綻ヲ來サザル様施策スル要アルベシ。

社會政策ヲ目的トスルトモハ長期ニ亘リ實行セラルベク流通經

濟ヲ破壊スルニ至ラザルベシ。

(山口茂委員)

(3) インフレ―シヨンニ對スル效果ハ場合ニ依リ異ルベシ。

(1) 個人又ハ企業ノ手持餘裕資金ヲ徴收スル限リニ於テハデフレ―

シヨン効果ヲ齎シ得ベシ。

(2) 右ノ限度ヲ超ユルトキハ生産及流通ヲ阻害シ却ツテインフレ―

シヨンを促進スベシ。

(3) 金融機關ヨリ融資ヲ受ケ流動資金ノ潤渴ヲ防グトモハイインフレ

的傾向ヲ助長スベシ。

(4) 物納ニ依ル場合ニ於テ國債ニヨリ徵收セララルル限り財政負擔ヲ輕減シテフレ的效果ヲ齎スベシ。

(5) 國債以外ノ有價證券、動産、不動産等ニヨル徵收ハ其ノ管理ノ難易ニ差等アルモ此等財産ノ利用數率ノ低下ヲ來シ却ツテイソフ

ヲ促進ノ要因トナルベシ。
(5) 政府ガ一度收納セル財産ヲ換價スルニトハ困難ニシテ其ノ際ハ價格ノ崩落ガデフレ現象ヲ齎スガ如キモ結局ニ於テ生産ノ阻害

ヲ發出廻リノ絶對的減少トナリインフレ促進ノ要因トナル傾クベシアリ。

(7) 但シ國外輸出可能ノ物資アルトキハ我對外的購買力ヲ増加シ其ノ範圍内ニテデフレーションノ效果アリ。

(小泉閣委員)

(四) 財産稅及戰時利得稅ノ徵收迄ニハ少クモ一年ヲ要スルヲ以テ通貨及物價ニ對スル影響モ其ノトキ迄放任スルヲ得ズ。

其ノ間現金ニ對スル單純ナル比例稅及歐洲諸國ニ於ケル如キ通貨
交換ニ際シテノ預金封鎖措置ノ併用等ノイツフレ防止策ヲ必要ト
スベシ。
(沙見三郎委員)

三、金融ニ對スル影響

(一) 年賦延納。賣物納付ヲ認ムルヤ評價ヲ如何ニスルヤ等ニ依リ異ル
ベシ。
(沙見三郎委員)

(二) 物納ヲ認メザル限リ金融ハ概テ逼迫スベシ。

(1) 戰爭保險金、補償金等ヲ多額ニ取得セルモノ以外者悉リ。蓋シ
證券其ノ他擔保物件ノ擔保力低下スベキヲ以テナリ。
(2) 稅收入ガ民間公債ノ償却ニ當ラルトモハ緩和スルニトアルベシ。
(中野實委員)

(三) 運送ノ流動資金ノ滯滯ハ生産及取引ヲ阻害シインフレヲ齎スベシ。
(小堀明委員)

(四) 急激且多額ナル流動資金ノ引上ゲハ取引ノ停止ヲ齎シ一般の恐慌
或ハ少クモ金融恐慌ノ發生スル虞多シ。
(山口茂委員)

三 通貨及物價安定ノ爲ノ所要徵收額

(一) 國民財産總額ノ中前トノ見合ナキ部分ニ該當スル額タルヲ要ス。

(1) 國民財産總額ヲ四・五千倍トシ一千億ガ右ニ該當スルト假定セバ夫レニテ充分ナルベシ。

(2) 通貨及物價ノ安定ハ寧ロ稅收入ノ使途如何ニ依存スベシ。

(中谷實委員)

(二) 短期間ニ一千億圓ヲ徵收スルコトハ極メテ困難ナルベシ。

應運經濟ノ運行ヲ破壞セザル限度タルコト野要ナリ。

(山口茂委員)

四 富ノ配分ニ對スル影響

(一) 富ノ配分ハ一應平準化スベシ。

(1) 財産査定ノ時期如何ニ依リ物價變動ニ依ル過重ナル負擔ヲ負ハシメラルモノアルベシ。

(2) 戦持利得者ト戦争罹災者トノ負擔ノ權衡ヲ圖ル要アリ。

(中谷 實委員)

(一) 一時ニ徵收スルトキハ富ノ不均衡是正ニ對スル效果大ナルモ年賦延納ヲ認ムルトキハ其ノ影響緩和セラルベシ。

(沙見三郎委員)

五 企業經營ニ對スル影響

(一) 査定時期迄ノ經營ハ放漫ニナリ得ルモ實施後ハ寧ロ經營ノ合理化ヲ圖リ積立金ノ集積ニ努力スルコトトナルベシ。

(中谷 實委員)

(二) 積立金ヲ含ミ財産等ニ對スル限行ガ一率ニ行ハルトキハ優良ナル企業ニトリテ負擔重キコトトナリ權衡ヲ失スルコトアルベシ。

(沙見三郎委員)

(三) 急激ニ多額ノ資金ヲ失フコトハ企業ノ取引停止、支拂不能ヲ齎シ恐慌ノ原因タル處多シ。

(山口 茂委員)

六 徵稅技術上ノ諸問題

(一) 現在ノ機構ニテハ不充分ナリ。

(1) 民間ノ員會又ハ納稅組合等モ現在ノ認識程度ヲ以テシテハ大クヲ期待シ得ズ。
(中谷 實委員)

(2) 評價委員會ニハ金融家ノミナラズ專業家ノ參加ヲ必要トスベシ。
(3) 現在ノ稅務官吏ノ待遇ヲ十倍程度ニ引上グル要アリ。
(汐見三郎委員)

(4) 査定ニ關シテハ物價變動等ヲ考慮シ以テ修正ナルヲ要ス。

(5) 擔保物價ノ活動化ヲ圖ル必要アリ。
(中谷 實委員)

(一) 財產稅ノ徵收ニ際シテハ左ノ點ヲ考慮スベシ。

(1) 資金ノ性格ニ從ヒテ納稅期間及課税ノ是非ヲ檢査スベシ。

(2) 實物ト貨幣ニモル徵收ノ比率ヲ修正ナシメインフレ對策トシテハ徵者ニ負擔ヲ假クベシ。
(天利長三委員)

(二) 實物ニ對スル課徵ヲ以テシムル爲左ノ如キ措置ヲ要スベシ。

(1) 動産、不動産等ニ關シ信託機關ニ依ル處理ヲ考慮スベシ。
(2) 證券市場ヲ再開整備スベシ。
(鬼頭仁三郎委員)